



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 216

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	家庭相談員報酬の支出ほか		4	人
	女性等緊急一時保護実施事業委託費の支出	12	室	1,310
	相談事務費の支出	3,576	件	64
	その他（ ）			
事業実績	母子・女性及び父子家庭に対する経済的・精神的な自立に向けた支援を、子育て支援課と連携して行うことができました。			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	DVによる緊急一時保護件数の伸びは近年横ばいの傾向にありますが、被害の内容は殴る蹴るなどの身体的ダメージから、暴言や金銭を渡さないなどの精神的ダメージへと変化してきています。平成28年4月に配偶者暴力相談支援センター（以下「配暴センター」という）の機能が整備されてから4年が経過し、DV被害者への相談支援が充実・定着してきています。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	相談窓口を充実し、それを周知することにより、他の窓口を含めた全体の相談件数はある程度増加していくものと思われます。関係各所との連携を図りながら、適切な対応を行っていきます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	本事業は、目標値を設定し目標達成（実績）を目指す業務でないが、母子・女性相談件数は毎年、目標値を超えています。一方で、家庭相談は毎年、目標値を下回っています。また、母子生活支援施設への入所世帯数は毎年、目標値前後の数値で推移しています。緊急一時保護件数は、毎年、目標値を下回っています。
評価と課題	平成28年4月に配暴センターの機能を整備するなど、DV被害者への相談支援態勢は充実・定着してきました。相談に至っていないケースや相談に至ってはいるものの、内在していると思われる深刻な諸問題に対して、関係各所との連携をさらに強固なものとし、的確な対処を図っていきます。

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>予算は現状維持としつつ、DV被害者、母子・父子世帯、女性世帯への援助は、子育て支援課など関係機関との連携を深め、効果的な支援を行います。</p> <p>また、女性及び母子のDV被害者や宿泊場所がない世帯に対して、緊急一時的に居所を提供する女性等緊急一時保護事業については、各施設の空き状況を把握し、適切な活用を図っていきます。</p>	

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

( 00212 )

事務事業名称	女性福祉資金貸付	款 04	項 01	目 04	事業 003	整理番号	217
現担当課名	杉並福祉事務所	係名	徴収調整担当	連絡先 電話番号	4306	昨年度 整理番号	224
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和50年度						
令和元年度 担当課名	杉並福祉事務所			事業評価区分	一般		

## 令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	配偶者がいないか、いてもその扶養を受けられない杉並区在住の女性で、家族構成・所得等の要件を満たす方	根拠 法令 等 (1) (2)	杉並区女性福祉資金貸付条例 杉並区女性福祉資金貸付条例施行規則
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○女性に対し、女性福祉資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与することを目的とする。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	債権件数 償還回数ごとの債権総件数 催告件数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○平成28年3月末を以って新規貸付けは終了したため、杉並区女性福祉資金貸付条例に基づき27年度以前に貸付決定された、継続する技能習得資金の貸付事務を行う。 ○貸付金の債権管理及び回収事務を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	督促、催告、訪問催告、債務通知の実施件数 償還率 収入済件数 ÷ (調定件数 - 不納欠損件数)

## 指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和 2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 件	5,383	5,263	5,263	4,527	4,527	4,170	100.0	99.2
活動指標 (2)	2 件	595	740	546	760	529	790	69.6	
成果指標 (1)	3 %	30.6	27.3	35.8	31.7	32.9	32.0	103.8	
成果指標 (2)	4								
事業費	5 千円	6,849	3,342	2,664	1,398	1,387	867	特記事項 平成30年度までは活動指標を「貸付件数」及び「貸付金額」としていましたが、徴収事務の活動をより明確にするため、「債権件数」及び「催告件数」としました。また、成果指標の「償還率」についても、平成30年度までは金額をもとに割り出していましたが、一部の債務者で繰上償還などがあると実態より高く出てしまう嫌いがあるため、件数をもとに割り出すこととしました。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	1,930	1,853	1,175	750	742	650		
職員数	8 人	1.30	1.03	1.11	0.98	1.08	0.98		
	9 人	0.34	0.35	0.35	0.35	0.35	0.35		
人件費	10 千円	11,168	8,849	9,353	8,257	9,415	8,544		
	11 千円	1,001	1,030	1,081	1,081	1,078	1,078		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	19,018	13,221	13,098	10,736	11,880	10,489		
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	3,533	2,512	2,489	2,372	2,624	2,515		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	0	0	0	0	0	0		
	16 千円	0	0	0	0	0	0		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	0	0	0	0		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	19,018	13,221	13,098	10,736	11,880	10,489		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 217

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	償還事務		2,336	件
	システム開発・運用保守	1	件	1,184
	その他 ( )			
事業実績	貸し付けは平成30年度を以って終了しました。償還事務では、分割支払いを含め、延べ1,656件を収納、151件を不納欠損としました。また、滞納者へ144件の督促、83件の催告及び10件の訪問催告を行うとともに、全債務者へ292件の債務通知を送付しました。			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>昭和50年の制度設立当初の社会状況では女性の経済的自立が確立されておらず、福祉資金として女性の生活意欲の助長を目的として貸し付けを行ってきました。</p> <p>平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、貸付金による支援だけでなく、生活自立支援窓口などの関係機関との連携のもと、包括的かつ継続的な支援により自立を促すことになりました。また、杉並区中小企業融資制度等の女性福祉資金貸付金と類似した事業の活用が可能であることから、平成28年3月31日までの受付を以って事業の廃止をしました。</p> <p>貸付事務が平成30年度を以って終了したため、今後は償還事務を行います。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>貸付事務は平成30年度を以って終了しました。今後は償還業務が残りますが、償還期間は最大20年と長く、滞納が発生した場合はさらに期間が長くなります。滞納の長期化・債務者の高齢化を防ぐため、積極的な督促・催告を実施します。また、すでに滞納が長期化している債権のうち、悪質な滞納者に対して新たな方法を検討し、債権回収強化を図ります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>償還率は概ね3割前後を推移しています。現年度の償還率は80%前後で推移してきている上、新規の貸し付けが終了したため、償還率の向上には過年度の償還率を上げることが必要であると考えます。しかしながら滞納者の中には、債務者が高齢化し生活状況の改善が見込めない者も少なくないため、課題となっています。</p>
評価と課題	<p>女性福祉資金貸付は、償還期間が20年と長期にわたり、償還が滞ると更に完済までの期間を要し、借受人、連帯債務者ともに高齢化することで、稼働収入が減り、償還が困難になる債務者が増加していることが課題です。元年度の償還債権数のうち、現年度債権 (納期限内) は29%、過年度債権 (滞納) が71%の割合です。また、過年度債権の償還率は9%に留まっています。借受人と連帯債務者が連携して償還するよう、継続的に償還計画の提案や相談を行っていますが、今後も長期滞納債権が償還率を抑制し、全体の償還率向上が望めないと考えます。滞納を長期化させないため、口座振替を利用する債務者には、未払い発生を旨を速やかに伝え、督促状を発する前にお支払いいただくなど積極的に償還を促しています。これにより現年度償還率が90%に向上したことは評価できます。</p>

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>確実な債権管理と償還率の向上を図ります。</p> <p>長期滞納者の滞納要因を調査し、個々の徴収方針を検討します。今後も家計状況の改善が見込めない債務者は、債務整理や時効援用などの意向の確認も含め、償還相談の他法律相談の活用をご案内します。償還する資力を有しているにもかかわらず償還に応じない滞納者については、裁判所による督促や少額訴訟を検討します。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 218

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	貸付事務		74	件
	償還事務	22,902	件	1,661
	システム開発・運用保守	1	件	1,184
	その他（ ）			
事業実績	<p>修学資金、就学支度資金、転宅資金の3資金で、合計74件、51,427,340円を貸付しました。 償還事務では、滞納者への督促及び催告を行い、令和2年1月には、全債務者を対象に債務通知書を発送し、返済について償還相談をしました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>令和元年度は転宅資金1件を除き、残り73件は教育資金で、修学資金、就学支度資金が主な貸付資金でした。 償還事務については、平成27年度に導入された資金管理システムを活用し、長期滞納者を生み出さないよう、早めの電話催告、面談等を実施し、家計状況に合った償還計画の見直しなどを行っています。また、訪問督促を行い、滞納発生時の早期督促による滞納の長期化防止に努めています。 償還方法が主に納付書又は口座振替の2通りのため、より納付しやすい方法（コンビニエンスストアでの納付、ATMでの納付など）の選択肢を増やして欲しいとの要望がありました。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>国の給付型奨学金制度などの教育費負担軽減制度が進むことや、卒業後の資金返済計画を説明し、適切な利用につなげる相談を行うことで、貸付件数、貸付金額は減少すると考えられます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>母子及び父子福祉資金の償還期間は20年と長期であるため、債務者の経済状況の変化により、滞納が長期化する傾向にあります。新たな長期滞納者を生み出さないよう努めていますが、すでに滞納者が高齢期に至った債権は家計状況の改善が見込まれないため、償還計画の見直しをしても償還向上に結びつきません。恒常的に困窮している滞納者への更なる取組が必要になります。</p>
評価と課題	<p>母子及び父子福祉資金貸付は、償還期間が20年と長期にわたり、償還が滞ると更に完済までの期間を要するため、借受人の他、連帯債務者の経済、家庭状況も変化します。特に債務者が高齢化して稼働収入がなくなり、償還困難に陥ってしまうことが課題です。借受人と連帯債務者が連携して償還するよう、継続的に償還計画の提案や相談を行っています。令和元年度保管債権数（母子）のうち、現年度債権（納期限内償還）は27.2%、過年度債権（滞納）が72.8%の割合です。また、過年度債権の償還率は29%に留まっています。滞納の長期化を防ぐため、口座振替を利用している債務者の方には未払いが発生したら速やかに未払いであることを伝え、督促状を発する前に償還をしていただくなど、積極的に償還を促していることは評価できます。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>滞納者へ早期督促・催告を実施し、滞納の長期化を防ぎます。長期滞納者のうち、連帯債務者も含め、資力を有しながら返済しない悪質な案件を対象に訪問催告を実施し、債権回収を強化します。事業主体である東京都には、効率的で積極的な債権管理ができるよう理解を求めていきます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 247

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	相談 (ゆうライン、専門相談) の実施		1,874	件
	関係機関向け専門相談の実施	21	回	858
	子育て相談サロンの実施	89	回	176
	子育て講座 (区民向け) の開催	3	回	189
	その他 (専門非常勤報酬、研修受講料)			1,505
事業実績	<p>子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」事業を通して、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談などにきめ細やかに対応しました。相談件数が増加しているため、元年度から体制を充実させて対応しました。家族の問題や子どもの心に関する相談については、専門家による相談を実施しました。また、保護者の子どもへの関わり方に関する子育て支援講座を開催したほか、子育てに不安や悩みを抱える保護者が親子で気軽に相談を兼ねて利用できる居場所機能を備えた「子育て相談サロン」を実施しました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>子どもセンターや子ども子育てプラザの設置等、相談窓口の充実により、子育て支援サービスについての問合せや比較的短時間で対応可能な相談は減少する一方で、子どもとの関わり方や子育ての精神的負担に関する相談の割合が増えています。29年度以降は相談件数全体も増加傾向で、特に平日・土曜日ともに17時から19時までの相談件数が増えています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>核家族化や地域社会とのつながりの希薄化等により、子育てに対する不安や孤立感を覚える家庭が増加すると考えています。このため、電話や来所による相談や専門家による相談、子育て講座などについて、相談者のニーズを踏まえながら充実を図っていきます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>電話や来所による「ゆうライン相談」では、子育てに関する不安や対応などについて、目標値を超える相談があり、前年度比18%増となりました。相談員の配置の増加により、単位当たりのコストが目標より増加しました。これは、子育ての精神的負担など時間のかかるより困難な相談が増加していること等によるものと考えています。</p>
評価と課題	<p>子育ての負担感を訴える相談については、必要に応じて専門相談やサービスにつなげるなどの対応を図りました。相談によっては、児童虐待を把握する機会となるため、事例検討会や専門非常勤職員によるカンファレンス、ゆうライン独自の研修を通し、相談員が適切な対応ができるようスキルアップを図ります。</p> <p>子育て相談サロンについては、延べ177組の親子が参加するなど、育児不安や孤立感のある保護者が気軽に通え、相談できる居場所として機能しています。今後は、より多くの親子が利用できるよう、実施方法やPRの方策等について検討していきます。</p>

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>各種相談事業について、子育ての精神的負担や子どもとの関わり方の相談、心身の不調にある相談者からの子育てに関する相談など、より専門性を求められる相談が増加していることから相談マニュアルの活用や計画的な専門研修等、引き続き様々な研修への参加を通して相談員の対応力の向上に努めます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 248

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	子どもショートステイ事業の実施	2	所	13,281
要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業の実施	3	所	2,627	
	その他 ( 決定通知発送等 )			165
事業実績	<p>保護者が育児疲れ、病気、入院等で一時的に子どもの養育が困難となった時に、区内の児童養護施設及び乳児院で宿泊を伴う子どもの預かり事業を実施しました。令和元年度の利用延べ人数は286人、利用延べ日数は909日、利用理由は育児疲れが688日、保護者の疾病が121日などでした。令和元年度は頻回利用者が増えたこともあり、平成30年度を上回る実績となりました。</p> <p>要支援家庭を対象とした子どもショートステイ事業については、令和元年度から開始し、利用人数は5人、利用日数は66日となりました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>子どもショートステイ事業については、平成6年度から開始しました。養育困難、保護者の疾病、中でも精神疾患等による利用が多く、長期化や頻回利用のニーズが増加しました。このため、平成19年度に利用要件の内容の見直しを行いました。また、平成24年度には、利用日数について、原則1回7日以内、年度内の合計を28日以内としました。</p> <p>令和元年度に要支援家庭を対象としたショートステイ事業を開始しました。</p> <p>両事業とも利用することにより「安心して療養でき良かった」等の声が寄せられています。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>核家族化による育児支援が受けにくい状況や地域社会とのつながりの希薄化を背景とし、保護者の育児疲れや養育力の低下等による利用は、両事業ともに増加傾向が続くと予測されます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>子どもショートステイ事業については年々増加傾向にあり、目標に対する実績は97.5%ですが、平成30年度に比べて82件増加しています。令和元年度は、特に育児疲れを理由とした利用が82%となっており、児童虐待未然防止の観点から子どもの安全を守る環境作りと保護者の育児負担の軽減の一助となっていると考えています。</p>
評価と課題	<p>保護者の育児疲れや心身の不調、養育困難など、支援が必要な家庭の利用が増加しており、児童虐待防止の観点からも重要な事業となっています。この事業の利用は子どもに限られることから、委託施設との情報共有が重要であると考えています。また、特に要支援家庭を対象とするショートステイ事業においては、委託施設に加え地区担当者、学校などの関係機関との連携が必要なことから、密に連絡を取り合う体制づくりに取り組めます。</p> <p>委託施設については、今後も育児不安等による利用者の増加が予測されることから、新たな施設の確保を検討していきます。</p>

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>この事業は、保護者の育児負担の軽減や養育状況の改善など、虐待予防の観点において重要です。今後も関係機関と連携し、支援が必要な家庭についてショートステイの利用につなげていきます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 249

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	杉並区要保護児童対策地域協議会 (会議・講演会・研修等) の運営	196	回	15,988
	グループカウンセリング・保護者のこころの相談の実施	184	回	5,141
	要支援家庭育児支援ヘルパーの実施	158	世帯	10,394
	子育て寄りそい訪問事業 (ハロー! なみすけ訪問) の実施	175	人	0
	その他 ( )			

事業実績

児童虐待通告・相談を受け、874件の要保護児童及び178件の要支援児童 (学齢期以降) ケースを新規に受理し、平成30年度からの継続ケース637件と併せて支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を運営し、各種会議、研修等を実施するなど、関係機関と連携を図りながら要保護児童等の支援に取り組みました。また、グループカウンセリング、保護者のこころの相談、要支援家庭育児支援ヘルパー事業、子育て寄りそい訪問事業等を実施しました。さらに、要保護児童等の記録を一元管理する子ども家庭相談システムの導入準備を進めました。

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	子ども家庭支援センターと保健センターの役割分担による早期発見、未然防止を重視した取組や要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携が進み、要保護児童、要支援児童、特定妊婦に対する早期からの適切な支援がより機能的・継続的に行なわれるようになっていきます。同時に、児童虐待への区民や関係機関の関心が高まり、地域型子ども家庭支援センターの設置、未就園児等の実態把握、児童相談所からの送致への対応などの取組を進めた結果、児童虐待の通告・相談件数及び対応件数は大きく増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い学校等の休業や外出自粛が継続する中、要保護児童等の見守り機会が減少し、児童虐待等の発生リスクが高まる状況が生まれ、今後も断続的に同様の状況になる可能性があります。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	児童虐待への区民や関係機関の関心は高まり、早期発見・対応、未然防止を重視した取組等が一層求められます。3か所の地域型及び1か所の基幹型子ども家庭支援センター整備、子ども家庭支援センターと保健センターとの連携による未然防止の取組、要保護児童対策地域協議会の関係機関連携等が進み、増加する児童虐待の通告・相談に対し、よりきめ細かく機動的に対応できる体制を構築していきます。同時に、区立児童相談所の設置に向けた体制整備検討を進めます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	児童虐待の通告・相談件数の増加、未就園児も含めた訪問・調査、児童相談所からの送致への対応等により、要保護児童、要支援児童 (学齢期以降) の新規受理件数はさらに増加し、ほぼ目標値に近い1,052件となり、前年度から継続支援中のケースも含めた総対応件数も1,692件となりました。これに対し、対応する職員体制の整備、高円寺子ども家庭支援センターの開設、保健センター及び要保護児童対策地域協議会の関係機関連携の推進、各種支援事業の実施等により取組みを進めた結果、延べ相談対応件数は69,149件と増加し、対応・支援により終了した割合は1,692件中966件で57%と、目標とした55%を上回りました。
評価と課題	平成31年4月に高円寺子ども家庭支援センターを開設し、支援担当の常勤職員を増員 (全体で5名) しました。また、保健センター、児童相談所及び要保護児童対策地域協議会の関係機関等との連携を進め、新たに開始した子育て寄りそい訪問事業も含めた各種支援事業を実施することにより、一層増加した児童虐待通告・相談に対応し早期からの支援や困難事例への対応を行うことができました。また、令和4年4月に荻窪地域、令和5年4月に高井戸地域の子ども家庭支援センターを開設する整備方針を決定しました。令和3年度には常勤職員を予定数の19名まで増員を図るとともに、職員の専門的なスキル向上を図り、荻窪・高井戸地域の子ども家庭支援センター開設に向けた準備を進めます。

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>要保護児童等の通告・相談の増加に対応するため、引き続き支援担当の常勤職員について段階的な増員を図るとともに、複雑で困難なケースに対応していくため専門的なスキル向上に取り組みます。また要保護児童対策地域協議会の機能強化及び各関係機関全体の対応力向上のため、専門的な研修やスーパーバイズの体制を充実させていきます。</p> <p>令和4年4月の荻窪子ども家庭支援センター開設に向け、施設改修等の準備を進めていきます。</p> <p>要支援家庭育児支援ヘルパー事業、子育て寄りそい訪問事業、グループカウンセリング、保護者のこころの相談等の各種支援事業について、見直しを図りながら拡充していきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のため学校等の休業や外出自粛が継続し、児童の見守り機会の減少や、児童虐待等のリスクが高まる状況が今後も予測されることから、要保護児童対策地域協議会全体で把握に努め、効率的に情報共有を行って取り組みを進めます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 251

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業の実施	2,609	回	13,721
ひとり親家庭休養ホーム事業の実施	1,405	人	5,144	
自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の支給	14	件	10,382	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給	3	件	202	
その他（ひとり親家庭のしおりほか）			489	

事業実績  
ひとり親家庭等ホームヘルプサービスでは21事業者と委託契約を結び、利用者に対し家事・育児支援サービスを提供しました。ひとり親家庭休養ホーム事業では日帰りは5事業者、宿泊は11事業者と契約し、利用者に対し同様にサービス提供を行いました。また、就労自立支援では資格取得のための給付金支給のほか、就労相談及び自立支援プログラム策定による支援を行いました。そのほか、母子・父子自立支援員による窓口相談を福祉事務所と合わせて実施しました。ひとり親支援施策を周知するためのしおりを4,000冊印刷し、区窓口のほか区内小児科・産婦人科にも配布しました。

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>平成27年度の区のひとり親家庭実態調査によると、ひとり親家庭の就労割合は、母子家庭88.5%、父子家庭87.8%と高くなっています。しかし、正規雇用割合は、母子家庭37.3%、父子家庭36.1%と低い状況にあります。そして、仕事をしている母子家庭の母の40.4%、父子家庭の父の33.3%がより良い就労に向けて転職を希望している、という結果が出ています。</p> <p>また、窓口等におけるひとり親相談での「資格取得・職業訓練」の相談は、平成29年度177件、平成30年度234件、令和元年度261件と、年々増加しています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>ひとり親家庭の親は、非正規での就業者が多く、経済的に不安定な状況に置かれている場合が多くあります。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や収入の減少に見舞われたひとり親家庭は少なくないと考えられ、経済状況も、不透明となります。今後は、経済的自立を目指すひとり親から、安定した就業と収入を確保するための、きめ細やかで継続的な就労支援が一層求められると予想されます。</p> <p>そのため、それぞれの家庭の実情に合わせた自立目標を立て、その目標に向けた就労支援と、側面から支える生活支援や子育て支援を組み合わせ、個別的・継続的な支援を実施していきます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業について、区民からの要望に応じて「対象者等の見直し」「利用時間等の適正化」「子育て応援券の利用促進等」の観点から要綱を改正し、令和元年度から新たな内容で実施しました。利用世帯数は増加すると見込んでいましたが、前年度と同じ51世帯でした。ただし、利用率はやや増加したので、利用を希望した方の多くについては、サービスが届いているといえます。自立支援給付金（教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金について、養成機関修了後、体調不良などですぐに就労に結びつかない場合がありますが、その後に就労を果たす方もいます。修了後にできるだけ早く就労自立が図れるように、修業中からの定期的な相談支援を行っていきます。</p>
評価と課題	<p>ひとり親家庭等ホームヘルプサービス事業は令和元年度からサービスを拡充し、利用者増を見込んでいましたが、結果的に平成30年度と同数となりました。今後は、周知強化とともに利用に至らなかった場合の理由確認などにより、さらなる利用率向上を図っていきます。家庭内の様々な事情で利用を希望する方が多く、公的支援で提供できる範囲でいかに区民の要望に応じていくかが課題です。また、就労支援のための自立支援給付金については、国事業のため令和元年度に給付金額等を拡充しましたが、対象講座等が決められており相談者の想定通りの利用が難しい場合もあります。制度の周知のほか、相談支援の強化及び令和2年度に実施する「ひとり親家庭等実態調査」において、認知状況やニーズを把握・分析し、サービスを必要とするひとり親家庭の適切な利用につなげていきます。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>ひとり親家庭等支援事業における予算執行率は59.4%でしたが、申請件数は、これまでも年度によって波があること、また、この事業は、ひとり親家庭がより安定した就業と収入を確保するための機会拡大に向けた支援として重要です。令和2年度から、区役所におけるひとり親手当申請と相談の窓口を一本化したことを活用し、ひとり親の医療・手当の担当とも連携し、支援を必要としているひとり親家庭が、早期に必要なサービスを受けられるように、相談支援及び積極的な情報の提供に努めていきます。</p> <p>また、令和2年度に実施する「ひとり親家庭実態調査」において、事業の認知状況、ニーズなどを把握・分析し、サービスの向上につなげていくことから、予算の方向性は「現状維持」とします。</p>	

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00247)

事務事業名称	児童扶養手当支給	款 04	項 02	目 01	事業 012	整理番号	252
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	子ども医療・手当係	連絡先 電話番号	1364	昨年度 整理番号	262
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和36年度						
令和元年度 担当課名	子ども家庭部子育て支援課			事業評価区分	一般		

## 令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日（中程度以上の障害を有する児童は、20歳未満）までの児童を養育するひとり親家庭の父又は母（あるいは養育者）（所得制限あり）	根拠 法令 等	(1)  (2)	児童扶養手当法  児童扶養手当法施行令
事業の目的・目標（対象をどのような状態にしたいのか）	〇ひとり親家庭等が安定した生活を営むことにより、自立を図る。	活動指標		
		指標名 (1)		児童扶養手当受給対象児童数
		指標説明		
		指標名 (2)		児童扶養手当支給額
活動内容（事務事業の内容、やり方、手段）	〇ひとり親家庭等の所得に応じ、児童扶養手当を支給する。	指標説明		
		成果指標		
		指標名 (1)		児童扶養手当受給者数
		指標説明		当該年度末の受給者数
		指標名 (2)		現況届回収率
		指標説明		現況届の回収数÷現況届発送数

## 指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1 人	2,347	2,632	2,217	2,590	2,159	2,522	83.4	95.0
活動指標 (2)	2 千円	810,838	853,854	781,594	1,000,000	960,499	790,542	96.0	
成果指標 (1)	3 人	1,732	1,910	1,619	1,840	1,575	1,760	85.6	
成果指標 (2)	4 %	96.6	100	97.3	100	97.8	100	97.8	
事業費	5 千円	813,848	807,576	791,350	1,032,478	981,353	810,662	<b>特記事項</b> 国の制度改正のため、令和元年11月分より支給月が年3回（4・8・12月）から年6回（5・7・9・11・3月）となったことを受け、令和元年度に3か月分を前倒し支給したこと及びシステム更新に伴うシステム構築・移行支援を委託したことにより、令和元年度の事業費が一時的に増加しています。	
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0		
(内) 委託費	7 千円	2,013	9,640	8,519	24,787	18,116	16,953		
職員数	8 人	3.79	3.63	4.35	3.63	3.81	3.63		
	9 人	0.97	0.85	0.85	0.85	0.55	0.55		
人件費	10 千円	32,560	31,185	36,653	30,586	33,216	31,646		
	11 千円	2,856	2,502	2,626	2,626	1,694	1,694		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	849,264	841,263	830,629	1,065,690	1,016,263	844,002		
単位当たりコスト (12-6)÷1)	13 円	361,851	319,629	374,664	411,463	470,710	334,656		
財源	14 千円	0	0	0	0	0	0		
	15 千円	267,958	284,617	261,894	345,396	309,415	263,513		
	16 千円	37	41	36	41	35	0		
	17 千円	0	0	0	0	0	0		
特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	267,995	284,658	261,930	345,437	309,450	263,513		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	581,269	556,605	568,699	720,253	706,813	580,489		
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 252

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童扶養手当の支給 (児童数)		2,159	人
	児童扶養手当システム構築業務委託	1	件	9,511
	児童扶養手当システムに関する移行支援作業委託	1	件	2,916
	その他 (事務費 (郵送料、システム賃借料、賃金の支払ほか) )			8,428
事業実績	<p>ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童扶養手当を支給しました。</p> <p>国の制度改正による支払回数の変更により、支給額は令和元年度と比べ、約23%増となりましたが、支給対象児童数は約2.6%減となりました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>平成8年及び平成10年には申請者または扶養義務者の所得制限が強化されると同時に未婚の認知条項が撤廃されました。平成14年には所得制限額・手当額の改正と母が受け取る養育費が所得算入されました。平成15年には請求期限の事項撤廃と児童が受け取る養育費の所得算入の改正がありました。</p> <p>平成20年には支給開始後5年の経過等により、一部支給停止の制度が導入されました。平成22年度から父子家庭にも拡大されました。平成24年8月から父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童も支給要件児童とされました。平成26年12月分から公的年金と併給支給が可能となりました。平成28年8月分からは、第2子加算額及び第3子以降の加算額を増額しています。</p> <p>事業に対する意見として、「申請の際の対面による聞取りの廃止」などの意見がありました。</p>
事業の今後 (3~5年)の予測と方向性	<p>これまで、区の18歳未満の児童数は増加する一方で、児童扶養手当受給者数は、父母が働いている又は働くことを考えている世帯の増加などにより、年々減少して来ましたが、</p> <p>しかし、今般の新型コロナウイルスの感染症の影響により世帯の収入状況が変化し、今後受給者数が増えることが予想されます。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>受給者数・対象児童数・支給額については、父母が働いている世帯等の増加により、年々減少する傾向にあります。</p> <p>一方、現況届については、回収率が年々増加しており、支給対象者への手当が適切に支給されているものと評価しています。</p>
評価と課題	<p>ひとり親家庭等に対する手当を支給することにより、生活の安定や自立の支援に寄与しています。</p> <p>一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯が一定数いることから、新たに受給対象となる世帯が増加する可能性があります。必要な周知を図ることにより、適切な支給に努めます。</p> <p>また、令和元年度から、情報連携により年金受給状況の確認が可能となったことから、受給証明書が省略できることとなり、受給者の方の利便性が向上しました。</p>

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>児童扶養手当法に基づく事業であり、対象者や実施方法等を見直すことは困難であり、事業コストについては現状維持としますが、支給額が増加する可能性があります。</p> <p>また、令和元年度から開始した情報連携による添付書類の省略等により、利便性の向上及び事務処理の効率化を図っていきます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 255

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童育成手当の支給 (児童数)		3,662	人
	その他 (事務費 (郵送料、印刷及び封入封緘委託、賃金の支払ほか) )			957
事業実績	ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、児童育成手当を支給 (前年度比約0.8%減) しました。			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	<p>手当額の引き上げは平成6年、7年、8年6月に行われました。また、所得制限の緩和は平成6年、7年、9年、10年、13年、14年6月に行われました。平成8年6月には未婚の認知条項が削除されました。平成10年6月には対象要件が変更され、事実婚・児童の施設入所の場合は支給不可となりました。平成12年6月には国の特別障害者手当に準拠する所得制限額が改正されました。平成24年8月には支給要件児童に父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童を含むこととされました。平成30年には児童育成手当条例の改正により、所得限度額計算の際にみなし寡婦控除及び長期・短期譲渡所得の特別控除等が適用されました。</p> <p>事業に対する意見は特段ありませんでした。</p>
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	<p>これまで、区の18歳未満の児童数は増加する一方で、児童育成手当受給者数は、父母が働いている又は働くことを考えている世帯の増加などにより、年々減少して来ました。</p> <p>しかし、今般の新型コロナウイルスの感染症の影響により世帯の収入状況が変化し、今後受給者数が増える可能性があります。</p>
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	<p>受給者数・対象児童数・支給額については、父母が働いている世帯等の増加により、平成30年度と比べ減少していますが、いずれも計画を上回るか計画に近い実績となっています。</p> <p>また、現況届の回収率については資格喪失の手続きを行っていない者が含まれるため、目標である100%の回収は困難ですが、より分かりやすい通知文の作成や必要な手続きへの勧奨等により、回収率を向上させていきます。</p>
評価と課題	<p>ひとり親家庭等に対する手当を支給することにより、生活の安定や自立の支援に寄与しています。</p> <p>一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による収入状況の変化により、新たに受給対象となる世帯が増加する可能性があります。加えて、この手当は、同種の制度である児童扶養手当に比べ、所得制限が緩和されていることから、資格がありながら受給できなかったということがないよう、関係部署と連携し、戸籍等の届出時やひとり家庭に関する事業の相談時などの機会を捉え、制度の周知及び必要な支援に努めていきます。</p>

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	<p>東京都の制度を基準に都内の区市町村が同一の事業を実施していることから、対象者や実施方法等を見直すことは困難であり、事業コストについては現状維持としますが、支給額が増加する可能性があります。</p> <p>また、令和元年度から開始した情報連携による添付書類の省略等により、利便性の向上及び事務処理の効率化を図っていきます。</p>	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (2)

## 令和元年度 事業実施状況 (D o)

整理番号 256

主な取組	内 容	規模	単位	事業費 (千円)
	児童育成手当 (障害手当) の支給		248	名
	その他 (支給事務費 )			38
事業実績	248人の障害児を養育している保護者に対して手当を支給し、児童の心身の健やかな成長に寄与することができました。			

## 令和元年度 評価と課題 (C h e c k)

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見 (期待・要望・苦情等)	所得制限を導入した平成12年度以降、支給対象児童数は微減で推移していましたが、平成16、17、21、24年度は新規の支給対象児童数の増加により当初予算を上回る実績がありました。平成24年度から27年度まではほぼ横ばいでしたが、平成27年度から増加傾向に転じています。
事業の今後 (3~5年) の予測と方向性	支給対象児童数は微増しており、この傾向は今後も続くと予想されます。
計画 (目標値) に対する実績 (指標の分析等)	見込みをやや上回る対象者数であったため、総支給額も増加しました。在宅の障害児を対象としている制度であり、支援体制の整備が続く中、今後も受給者数は増加する見込みです。
評価と課題	障害児の健全育成と福祉の増進を図るため、今後も適正に事業を継続していきます。子育て支援や療育の担当部署とも連携し、申請漏れが起きないように確実に案内を行っていきます。

## 令和 3年度の方針 (A c t i o n)

予算の方向性 (見直しの視点)	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し (改善)
予算の方向性の理由・内容	令和3年度も微増傾向にあると予想されます。家族の負担の軽減や児童福祉の増進を図るため、必要な予算を確保して、適正に事業の継続をしていきます。	



# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 258

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	ひとり親家庭等医療費助成（1,689世帯）		2,488	人
	その他（診療報酬審査手数料及び審査支払委託料、事務費（郵送料等））			2,901
事業実績	ひとり親家庭等で、高校卒業までの年齢の児童を養育する所得制限内の保護者に対し、当該児童及び保護者の保険診療に係る医療費の自己負担分（全部又は一部）を助成（前年度比約4.4%減）しました。			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	平成11年から制度開始より緩和されていた毎年所得制限額を強化（本人及び扶養義務者）しました。平成13年1月から、課税世帯は一割の一部負担金を導入しました。平成15年1月から、父又は母が受け取った養育費を所得に算入しました。平成16年1月から、対象児童が受け取っている養育費も所得に算入しました。平成25年1月から、父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童を支給要件児童に追加しました。平成26年7月から、第三者行為に係る医療費助成の損害賠償請求権を区へ譲渡することを条例に規定しました。 事業に対する意見は特段ありませんでした。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	区の18歳未満の児童数は増加していますが、一方で、区のひとり親家庭等医療費助成の対象者数は、父母が働いている又は働くことを考えている世帯の増加などにより年々減少しています。今後もこの傾向は継続するものと予想されます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	父母が働いている世帯等の増加により、実績は平成30年度と比べ減少しています。事業の性質上、目標を設定することはすぐいませんが、概ね計画と同程度の実績となっています。現況届の回収率も98%前後で推移しており、支援が必要な方を適切につなげられているものと評価しています。
評価と課題	経済的に支援が必要なひとり親家庭等へ医療費の自己負担分（全部又は一部）を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定や良好な健康状態の保持に寄与しています。医療証の発行は対象者の申請に基づき発行するため、申請漏れがないように、広報やホームページで周知を行うとともに、転入時、離婚や配偶者の死亡の際などに伴う手続や各種相談の機会を捉えて、引き続き制度の周知に努めます。

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	今後も、対象児童数の増加が見込まれますが、助成額については、その年の感染症の流行状況等により変化するため、予測は困難ですが、現状維持とします。また、引き続き、外部委託の活用や小型電算を活用した事務処理の効率化及び住民情報系システム再構築による事務改善等を図っていきます。	

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

( 00267 )

事務事業名称	民営母子生活支援施設に対する保護委託	款 04	項 02	目 01	事業 031	整理番号	270
現担当課名	杉並福祉事務所	係名	高円寺事務所相談係	連絡先 電話番号	4302	昨年度 整理番号	280
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	昭和40年度						
令和元年度 担当課名	杉並福祉事務所			事業評価区分	一般		

## 令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情の女性で、生活上の問題を抱えているため18歳未満の児童を十分養育できない母親とその児童	根拠法令等 (1) (2)	児童福祉法第23条、51条、53条、55条、56条 杉並区児童福祉法施行細則第9、10、11条
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○母親と児童の安定した生活の場を確保するとともに、退所後も自立した生活ができるよう継続的な支援を行う。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	入所世帯数 (年度当初実数+年度途中入所実数) 入所人数 (年度当初実数+年度途中入所実数)
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○生活上あるいは経済的な問題を抱え、児童の養育が十分にできない母親と児童を、母子生活支援施設に入所させ、安定した生活と自立の促進を支援する。また、退所後も相談・支援を継続し、母子の健全な成長を見守っていく。 ○入所した母子生活支援施設に保護委託費用の支払を行う。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	退所 (自立) 世帯数 退所 (自立) 人数

## 指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				
活動指標 (1)	1 世帯	22	30	33	30	35	30	116.7	93.3	
活動指標 (2)	2 人	49	75	83	75	90	75	120.0		
成果指標 (1)	3 世帯	5	10	8	10	14	10	140.0		
成果指標 (2)	4 人	11	25	17	25	37	25	148.0		
事業費	5 千円	110,035	108,237	105,282	121,309	113,171	131,618	特記事項		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	0	0	0	0	0	0			
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人	1.55	1.50	1.50	2.40	1.56	1.40		
	上記以外の職員	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円	13,316	12,887	12,639	20,222	13,600	12,205		
	上記以外の職員	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	123,351	121,124	117,921	141,531	126,771	143,823			
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	5,606,864	4,037,467	3,573,364	4,717,700	3,622,029	4,794,100			
財源	受益者負担分	14 千円	237	273	155	247	186	161		
	国からの補助金等	15 千円	46,849	47,950	47,466	54,758	48,548	58,956		
	都からの補助金等	16 千円	23,453	23,975	23,733	27,379	24,274	29,478		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	70,539	72,198	71,354	82,384	73,008	88,595		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	52,812	48,926	46,567	59,147	53,763	55,228			
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1			

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 270

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	国基準保護費（扶助費）の支給	289	世帯	100,314
	区加算保護費（扶助費）の支給	225	世帯	10,502
	区単加算保護費（扶助費）の支給	225	世帯	2,355
	その他（ ）			
事業実績	<p>児童の安定した養育環境の確保と世帯の自立した生活の実現を目標として、本人と共に自立支援計画を立て、施設と区が本人を支えながら自立に向けたプログラムを実施しました。 また、新規入所や継続利用に関し組織的な検討を行い、限られた入所枠を有効に活用しました。</p>			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	<p>経済的な困窮を理由とする入居者に加え、DV被害者や児童の養育に困難を抱える者も多く入所しています。</p>
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	<p>DV被害者や児童の養育に困難を抱える方の状況改善を根気強く援助することにより、自立の助長を図っていくことができると考えます。</p>
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	<p>母子生活支援施設への入所世帯数及び人数はここ2年の推移の中では目標値を超えています。また、一方で昨年度は入所者が定められた入所期間を無事過ごし、施設を退所した世帯数及び人数が目標値を超えています。</p>
評価と課題	<p>2年間の入所期間のうちに生活の自立ができるよう自立支援計画を策定しました。これにより、自立に向け効果的に支援をすることができました。 支援にあたっては、生活困窮、DV被害者や児童の養育困難など個々の複雑な事情に応じ、施設と密接に連携しながらきめ細かな対応を行っていきます。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	<p>予算は現状維持としつつ、入所者が早期に自立できるよう、施設と連携し、自立支援計画に則した支援を行います。 また、母子生活支援施設を効果的に活用できるよう、入所調整を行っていきます。</p>	

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

(00293)

事務事業名称	子ども家庭支援センターの維持管理	款 04	項 02	目 02	事業 003	整理番号	297
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	子ども家庭支援係	連絡先 電話番号	4400	昨年度 整理番号	306
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実			予算事業区分	既定事業		
事業開始	平成18年度			主要事業 (区政経営報告書掲載事業)			
令和元年度 担当課名	子ども家庭部子育て支援課			事業評価区分	施設維持管理		

## 令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	子ども家庭支援センターの維持管理	根拠 法令 等	(1)  (2)
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○適切な維持管理等により安全かつ快適に利用できる施設とする。 ○杉並子ども家庭支援センターでは、1階から4階までの4施設が併存する施設として、災害時の適切な対応を連携して行う。	活動指標 指標名 (1)	年間開所日数 (施設全体)
		指標説明	
		指標名 (2)	
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○子ども家庭支援センターの施設の維持管理を委託する。	指標説明	
		成果指標 指標名 (1)	
		指標説明	
		指標名 (2)	
		指標説明	

## 指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和 2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)	
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績				
活動指標 (1)	1 日	345	345	345	343	342	348	99.7	90.8	
活動指標 (2)	2									
成果指標 (1)	3									
成果指標 (2)	4									
事業費	5 千円	4,591	5,679	5,387	8,969	8,148	9,925	特記事項		
(内) 投資的経費等	6 千円	0	0	0	0	0	0			
(内) 委託費	7 千円	3,048	3,171	3,123	5,466	5,282	5,893			
職員数	常勤職員数 (再任用含)	8 人	0.10	0.10	0.12	1.00	1.15	1.10		
	上記以外の職員	9 人	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
人件費	常勤職員分 (再任用含)	10 千円	859	859	1,011	8,026	9,520	9,590		
	上記以外の職員	11 千円	0	0	0	0	0	0		
総事業費 (5+10+11)	12 千円	5,450	6,538	6,398	16,995	17,668	19,515			
単位当たりコスト ((12-6)÷1)	13 円	15,797	18,951	18,545	49,548	51,661	56,078			
財源	受益者負担分	14 千円	0	0	0	235	270	0		
	国からの補助金等	15 千円	0	0	2,543	5,486	4,455	5,002		
	都からの補助金等	16 千円	0	0	0	2,437	0	0		
	その他の補助金等	17 千円	0	0	0	0	0	0		
	特定財源計 (14+15+16+17)	18 千円	0	0	2,543	8,158	4,725	5,002		
差引：一般財源 (12-18)	19 千円	5,450	6,538	3,855	8,837	12,943	14,513			
受益者負担比率 (14÷12)	20 %	0.0	0.0	0.0	1.4	1.5	0.0			

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 297

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	杉並子ども家庭支援センター清掃委託、設備点検保守委託			
高円寺子ども家庭支援センター清掃委託、設備点検保守委託				1,305
光熱水費の支出、消耗品購入ほか				4,980
	その他（ ）			
事業実績	杉並子ども家庭支援センターに加え、平成31年4月に開設した高円寺子ども家庭支援センターの建物の清掃や設備保守といった維持管理業務を事業者に委託して行いました。			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	
評価と課題	<p>杉並子ども家庭支援センターの建物は駅や区役所本庁舎から近く、区民にとっては利用しやすい場所にあり、児童館、保育園及び障害者施策課児童発達相談係の複合施設であることから、乳幼児、児童、保護者等の来所が多くあります。</p> <p>そのため、各階施設との情報共有を図るとともに、全館の避難訓練を定期的実施するなど、利用者の安全確保に努めてきました。一部設備が老朽化していますが、設備定期点検の結果を踏まえた対応をしっかりと図りながら、引き続き、安全かつ快適に利用できる施設としていきます。</p>

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	現状維持
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	杉並及び高円寺子ども家庭支援センター、児童館、保育園、児童発達相談係の利用者が、安全かつ快適に利用できる施設とするためには、引き続き、施設の適切な維持管理を行っていく必要があります。	

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表 (1)

( 00765 )

事務事業名称	子ども家庭支援センターの整備	款 04	項 02	目 03	事業 051	整理番号	314
現担当課名	子ども家庭部管理課	係名	子ども家庭支援係	連絡先 電話番号	4400	昨年度 整理番号	320
上位施策No・施策名	21 子育てセーフティネットの充実				予算事業区分	投資事業	
事業開始	平成30年度	実行計画事業	目標 05	施策 21	計画事業 02	主要事業 (区政経営報告書掲載事業)	
令和元年度 担当課名	子ども家庭部子育て支援課				事業評価区分	一般	

## 令和元年度 事務事業の概要 (Plan)

対象	高円寺子ども家庭支援センター、杉並子ども家庭支援センター	根拠 法令 等 (1) (2)	
事業の目的・目標 (対象をどのような状態にしたいのか)	○地域型子ども家庭支援センター (高円寺、荻窪、高井戸) を段階的に整備し、身近な地域においてより機動的できめ細やかな相談・支援体制を構築する。 ○今後基幹型となっていく杉並子ども家庭支援センターについて、子どもと家庭に関する総合相談窓口としての機能強化を図る。	活動指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2)	基幹型となる杉並子ども家庭支援センターと地域型子ども家庭支援センターの施設数
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手段)	○杉並子ども家庭支援センターの執務室等の拡張工事を実施する。 ○地域型子ども家庭支援センター (荻窪、高井戸) の整備を計画的に進める。	指標説明 成果指標 指標名 (1) 指標説明 指標名 (2) 指標説明	

## 指標、総事業費・コスト把握 (Plan・Do)

区分	単位	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和 2年度 計画	令和元年度 対計画比 (%)	令和元年度 予算執行率 (%)
		実績	計画	実績	計画 (目標値)	実績			
活動指標 (1)	1	1	1	1	2	2	2	100.0	83.0
活動指標 (2)	2								
成果指標 (1)	3								
成果指標 (2)	4								
事業費	5	千円		43,398	40,131	1,600	1,328	0	特記事項 ○杉並子ども家庭支援センターの執務室等改修工事において設計及び落札差金が発生したため、執行率が低くなっています。 ○令和2年度は改修工事を予定していないため、事業費はありません。
(内) 投資的経費等	6	千円		0	0	0	0	0	
(内) 委託費	7	千円		39,630	36,448	1,600	1,328	0	
職員数	8	人		0.20	0.25	0.10	0.12	0.00	
上記以外の職員	9	人		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
人件費	10	千円		1,718	2,107	843	1,046	0	
上記以外の職員	11	千円		0	0	0	0	0	
総事業費 (5+10+11)	12	千円		45,116	42,238	2,443	2,374	0	
単位当たりコスト (12÷1)	13	円		45,116,000	42,238,000	1,221,500	1,187,000	0	
財源	14	千円		0	0	0	0	0	
受益者負担分	15	千円		0	0	0	0	0	
国からの補助金等	16	千円		0	0	0	0	0	
都からの補助金等	17	千円		0	0	0	0	0	
その他の補助金等	18	千円		0	0	0	0	0	
特定財源計 (14+15+16+17)	19	千円		0	0	0	0	0	
差引：一般財源 (12-18)	20	千円		45,116	42,238	2,443	2,374	0	
受益者負担比率 (14÷12)	20	%		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

# 令和 2年度 杉並区事務事業評価表（2）

## 令和元年度 事業実施状況（D o）

整理番号 314

主な取組	内 容	規模	単位	事業費（千円）
	杉並子ども家庭支援センターの整備（執務室等拡張工事）			
	その他（ ）			
事業実績	杉並子ども家庭支援センターの建物は、1階の子ども家庭支援センターのほか、私立認可保育所、阿佐谷南児童館及び障害者施策課児童発達相談係が入る複合施設ですが、児童虐待の緊急対策等による子ども家庭支援センターの増員に対応するため、執務室等の拡張工事を行いました。			

## 令和元年度 評価と課題（C h e c k）

事業開始当初から現在までの環境の変化と事業に対する意見（期待・要望・苦情等）	児童虐待の通告・相談件数は年々増加し、子どもや家庭の抱える問題も複雑化しています。児童虐待の未然防止と早期からの支援のため、より迅速できめ細やかな相談・支援体制を構築する必要があることから、地域型子ども家庭支援センター（高円寺、荻窪、高井戸の3か所）の段階的整備において、平成31年4月に1所目の高円寺子ども家庭支援センターを開設しました。 身近な地域に整備されたことで、近隣からの虐待相談が増加するとともに、関係機関との連携がこれまで以上に緊密となり、迅速できめ細やかな対応を図ることができました。
事業の今後（3～5年）の予測と方向性	荻窪及び高井戸地域における地域型子ども家庭支援センターの開設により身近な地域での迅速できめ細かい児童虐待対応が図られています。また、基幹型子ども家庭支援センターの機能強化により、児童虐待対策の充実・強化に取り組みます。
計画（目標値）に対する実績（指標の分析等）	平成31年4月に高円寺子ども家庭支援センターを開設し、身近な地域に整備されたことで、近隣からの虐待相談が増加するとともに、関係機関との連携がこれまで以上に緊密となり、迅速できめ細やかな対応を図ることができました。また、杉並子ども家庭支援センターにおいて人員増を行い、機能強化に努めるとともに、今後の地域型子ども家庭支援センターの整備（荻窪、高井戸）に向けた人員体制の確保につなげました。
評価と課題	平成31年4月に高円寺子ども家庭支援センターを開設し、身近な地域において、より機能的できめ細やかな児童虐待対応を図ることができました。今後の地域型子ども家庭支援センター（荻窪、高井戸）の整備及び基幹型子ども家庭支援センターの更なる機能強化に向けて、児童虐待の通告・相談件数等の動向を注視しながら、人員体制確保及び職員育成を計画的に行っていきます。

## 令和 3年度の方針（A c t i o n）

予算の方向性（見直しの視点）	I. 事業コストの方向性	拡充
	II. 事業の改善の方向性	手段・方法の見直し（改善）
予算の方向性の理由・内容	令和4年4月に、荻窪地域における地域型子ども家庭支援センターを区立保健医療センター内に開設するため、令和3年度中に改修設計及び工事を行う必要があります。	